

(仮称) 厚木市こども計画策定方針 (案)

1 計画策定の趣旨

令和5年4月に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定には、新たに市町村こども計画の策定が位置付けられ、この市町村こども計画は、子ども・若者に関連する計画等を一体のものとして策定し、様々な施策を総合的に推進することとされています。

また、本市では、あつぎ子ども未来プラン（第3期）の計画期間が令和6年度をもって満了を迎えることから、令和7年度を始期とする新たな計画を策定する必要があります。

このことから、あつぎ子ども未来プランで推進してきた子どもや子育てに関する施策を継承しつつ、国のこども大綱及び現在策定中の神奈川県こども計画を勘案し、全ての子ども・若者や子育て当事者等を対象とした新たな計画として策定するものです。

(1) 基本理念「こどもまんなか社会の実現」

少子化や人口減少が進み、子ども・若者を取り巻く環境が変化する中、子ども・若者の最善の利益を第一に考え、子ども・若者に関する取組や政策を社会の真ん中に据えて強力に進めていくことを目的として、こども基本法が制定されました。

本市では、同法の趣旨に則り、共通の目標となる「こどもまんなか社会の実現」を本計画の基本理念として掲げます。

(2) 計画の対象

計画の対象に関しては、こども基本法において「こども」と表現され、心身の発達過程にある者をいい、一定の年齢による上限はないとされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

ア 全ての子ども・若者（生まれる前から20代、30代を中心とする若い世代）

イ 全ての子育て家庭

ウ これらを取り巻く市民、事業者、行政等

(3) 包含する計画等

ア 現行のあつぎ子ども未来プラン

あつぎ子ども未来プラン（第3期）は次の2計画と一体的に策定しているため、この2計画も合わせて、（仮称）厚木市こども計画に包含します。

- （ア）子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- （イ）次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）

イ 新たに（仮称）厚木市こども計画に包含する計画等

- （ア）こどもの貧困解消対策計画
（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
- （イ）子ども・若者育成支援計画（子ども・若者育成支援推進法）
- （ウ）少子化社会対策に係る事項（少子化社会対策基本法）
- （エ）成育医療等に関する計画（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）

2 計画期間

（仮称）厚木市こども計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。計画期間において、社会・経済情勢等の変化や国・神奈川県との動向、本市の子どもと家庭を取り巻く状況や市民ニーズ等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第10次厚木市総合計画	第11次厚木市総合計画 令和8年度～令和17年度				
	（仮称）厚木市こども計画 令和7年度～令和11年度				
	神奈川県子ども・若者未来計画（仮称） 令和7年度～令和11年度				
	こども大綱 概ね5年後を目途に見直し				

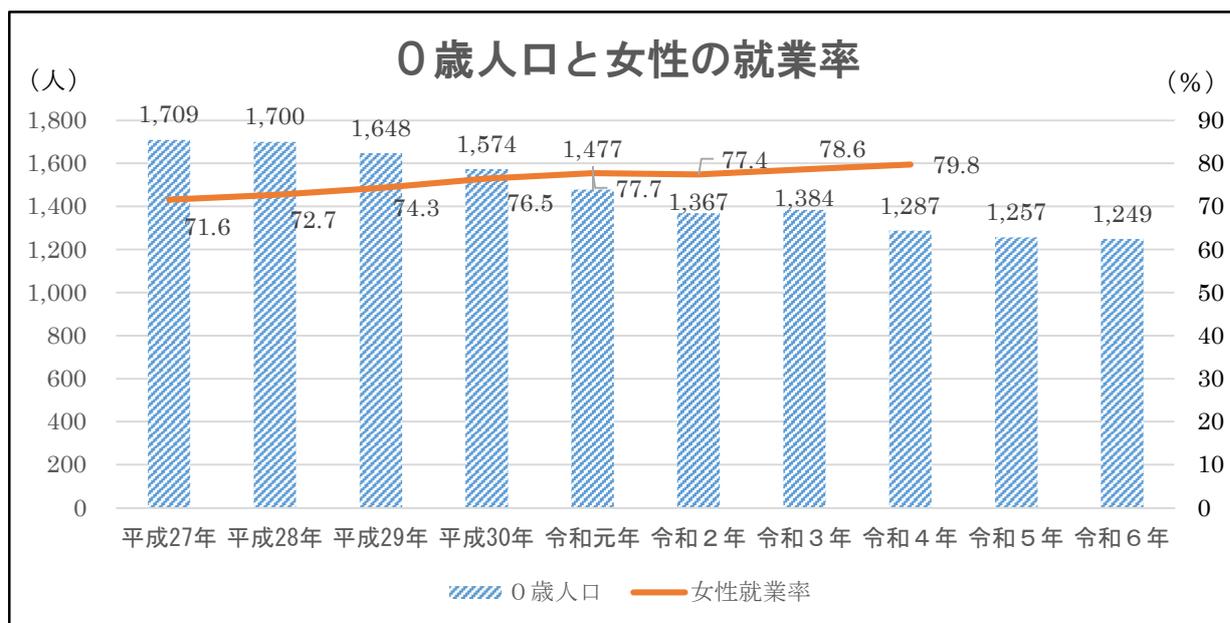
4 子どもを取り巻く現状と課題

(1) 厚木市の現状

ア 0歳人口・女性の就業率

本市の0歳人口（1月1日現在）は、平成27年の1,709人に対して、令和6年は1,249人であり、460人の減少となっており、全国的な傾向と同様に少子化が進展しています。

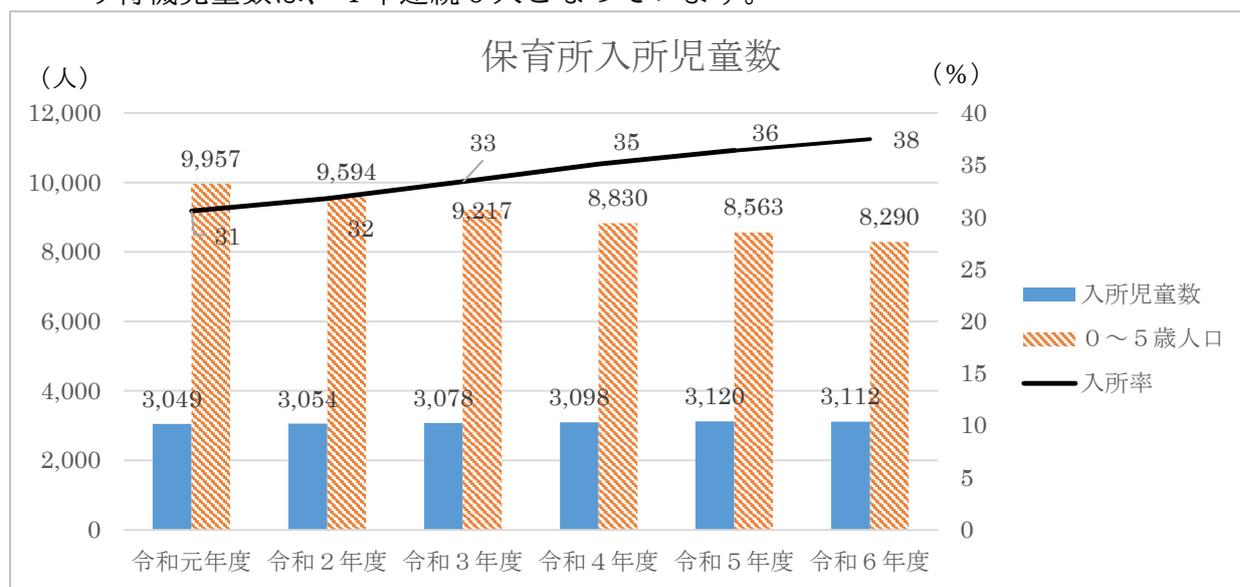
また、総務省の労働力調査では、25歳～44歳女性の就業率は、平成27年71.6%に対し、令和4年79.8%となっており、上昇傾向にあります。



0歳人口は、各年1月1日現在

イ 保育所・地域型保育事業の入所児童数

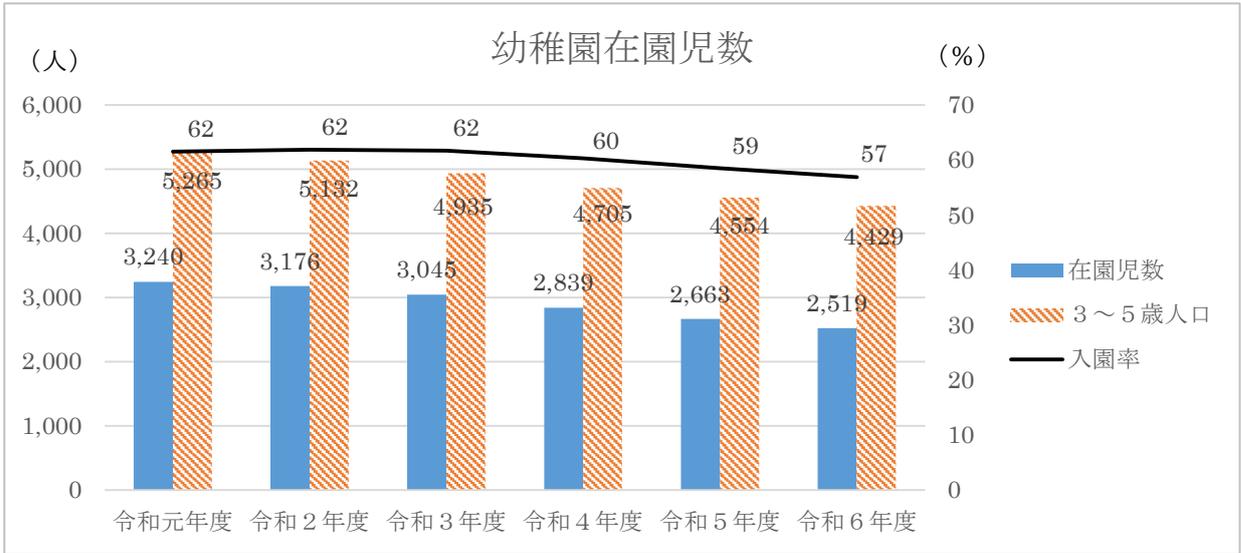
本市の保育所の入所児童数は、おおむね増加傾向にあるものの、施設整備等により待機児童数は、4年連続0人となっています。



各年5月1日現在

ウ 幼稚園・認定こども園の在園児数

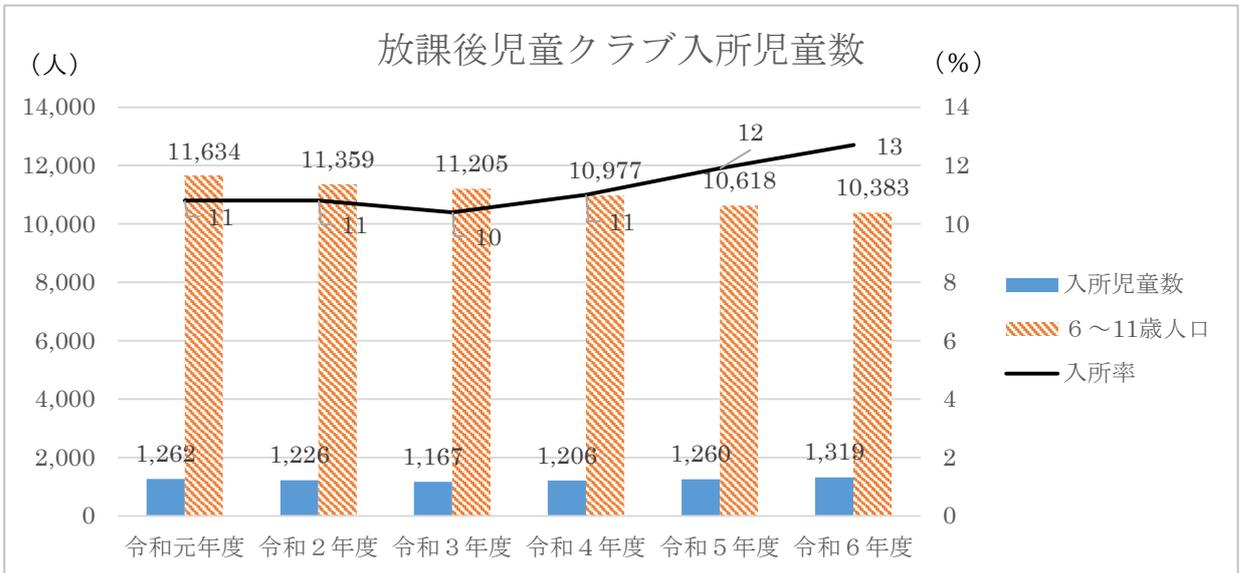
本市の幼稚園・認定こども園の在園児数(令和6年5月1日現在)は2,519人で、やや減少傾向となっています。



各年5月1日現在

エ 市立放課後児童クラブの入所児童数

市立放課後児童クラブの入所児童数は、令和元年度には1,262人でしたが、令和6年度には1,319人となっており、57人増加しています。また、利用希望者も年々増加しています。



各年5月1日現在

(2) 本市の現状に対する課題

子どもの数は減少する一方、女性の就業率は上昇し、保育所等の利用希望は増加しているため、放課後児童クラブの受入拡大を始め、多様化する子育てニーズに対応することが求められています。

また、少子化の背景には、若い世代の経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさなど、個人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。社会環境を改善し、多様な価値観・考え方を尊重する中で、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望めるように、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくことが必要です。

(3) 事前調査「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」から見えてきた課題等

(令和5年12月実施：小5・中2 2,000人調査 787人回答)

ア 調査結果から見えてきた課題

学校の部活動や地域のスポーツクラブ、文化クラブ等への参加状況についての調査結果では、参加していないと回答した児童・生徒のうち、費用や家庭状況を理由とした児童・生徒が11.5%存在していました。参加したい子どもが諦めなくてよい環境づくりや支援が必要です。

また、外出状況についての調査結果では、引きこもりの状態にあると思われる子どもが一定数存在していますが、その引きこもりの理由については、多様化しており、中には、当人も理由がわからないとする回答も見られました。一人一人に寄り添ったきめ細かい相談体制づくり等の支援が必要です。

イ 調査結果から見えてきた注視すべき傾向

今後注視していく必要がある点としては、規則正しい生活ができていないと思われる子どもの数(朝食を毎日摂らない15.1%、就寝時間の乱れ23.9%)が多いという結果です。

子どもの心身の発達への悪影響が懸念されることから、基本的な生活習慣を身に付けられるように、保健、教育などの各分野が連携し、子どもと家庭を支援することが必要です。

(4) あつぎ子ども未来プランからの課題

あつぎ子ども未来プランにおける個別事業の実績評価では、多くの事業で達成度が高い状況にありますが、ショートステイ事業などの多様な保育サービスの充実や保育士・幼稚園教諭復職奨励助成事業などの従事者確保対策は達成度が低い状況です。今後、実績評価に基づき、実施内容や方法を見直し、実態に即した施策を推進する必要があります。

5 策定に当たって考慮すべき視点

(1) ウェルビーイングとSDGs

全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、子ども・若者施策を検討します。また、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した持続可能な開発目標（SDGs）など国際的な取組にも配慮しながら進めていきます。

(2) 子ども・若者の意見聴取

計画策定に当たっては、子ども・若者や子育て当事者の一人一人の意見を聴き、その声を施策に反映していくことにより、子ども・若者や子育て当事者の目線を取り入れた計画とします。

(3) ライフステージに応じた支援

今回の計画では、20代、30代を中心とする若い世代も対象とするため、子どもの誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期をライフステージとして、切れ目なく支援していきます。

(4) 社会全体で支える施策の推進

子ども・若者がやがて子育て当事者となるときに、希望をもって子どもを産み、育てることができるよう、多様化する子育てニーズにしっかりと対応します。

また、新たに生まれてくる子どもが将来に希望をもてるような本市とするために、一人一人が描くライフデザインを後押しできる総合的な施策を、関係部等と連携を図りながら推進します。

6 市民参加手続

- (1) 意向調査（アンケートによる子ども・若者の意見集約）
- (2) 審議会等（厚木市子ども育成推進委員会）
- (3) パブリックコメント

7 策定体制

(1) 庁内検討組織

（仮称）厚木市こども計画推進委員会

(2) 附属機関

厚木市子ども育成推進委員会

(3) 法定協議

県との法定協議（子ども・子育て支援事業計画の計画値）

8 策定スケジュール

令和6年7月	策定方針決定
8月	意向調査（子ども・若者の意見集約）
10月	計画素案策定 子ども育成推進委員会（附属機関）諮問・答申
12月	計画案パブリックコメントの実施
令和7年2月	県との最終法定協議（子ども・子育て支援事業計画）
3月	計画策定
4月	計画スタート